

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>工事計画に係る説明資料 (その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備)</p>	<p>工事計画に係る補足説明資料 補足-280【その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)】</p>	<p>工事計画に係る補足説明資料 補足-380【その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書構成の相違 ・表現の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>資料 No.1 非常用発電装置の供給負荷について</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 非常用発電装置の供給負荷について</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>2.2 第一ガスタービン発電機</p> <p>2.3 電源車</p> <p>3. 工事計画における負荷の精緻化について</p> <p>4. 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備等の電源供給について</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>4.2 第一ガスタービン発電機</p> <p>4.3 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</p>	<p>補足-280-1【非常用発電装置の供給負荷について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 非常用発電装置の供給負荷について</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>2.2 高圧炉心スプレィディーゼル発電機</p> <p>2.3 常設代替高圧電源装置</p> <p>2.4 可搬型代替低圧電源車</p> <p>3. 工事計画における負荷の精緻化について</p> <p>4. 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備等の非常用発電装置からの電源供給について</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>4.2 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</p> <p>4.3 常設代替高圧電源装置</p> <p>4.4 緊急時対策所用発電機</p>	<p>補足-380-1【非常用発電装置の供給負荷について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 非常用発電装置の供給負荷について</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>2.2 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</p> <p>2.3 ガスタービン発電機</p> <p>2.4 電源車</p> <p>3. 工事計画における負荷の精緻化について</p> <p>4. 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備等の電源供給について</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>4.2 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</p> <p>4.3 ガスタービン発電機</p> <p>4.4 電源車（緊急時対策所用）</p>	<p>・図書構成の相違</p> <p>・機器名称の相違</p> <p>・表現の相違</p> <p>・機器名称の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>資料 No.2 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の各条文に対する個別設備の逐条評価について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 準用に関する説明対象設備の抽出</p> <p>2.1 火力省令を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.2 原子力電技命令を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.3 可搬型設備</p> <p>3. 説明方針</p> <p>3.1 常設設備</p> <p>3.2 可搬型設備</p> <p>4. 火力省令の準用</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電設備</p> <p>4.1.1 ディーゼル機関</p> <p>4.1.2 燃料デイトンク</p> <p>4.1.3 燃料移送ポンプ</p> <p>4.1.4 軽油タンク（7号機設備）</p> <p>4.1.5 火力技術基準配管</p> <p>4.2 代替交流電源設備</p> <p>4.2.1 第一ガスタービン発電機用ガスタービン</p> <p>4.2.2 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</p> <p>4.2.3 第一ガスタービン発電機用燃料タンク</p> <p>4.2.4 第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽</p> <p>4.2.5 軽油タンク（6号機設備）</p> <p>4.2.6 火力技術基準配管</p> <p>4.3 監視測定設備用電源設備</p> <p>4.3.1 モニタリングポスト用発電機用内燃機関</p> <p>4.3.2 モニタリングポスト用発電機用燃料タンク</p>	<p>補足-280-2【発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の各条文に対する個別設備の逐条評価について】</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 準用に関する説明対象設備の抽出</p> <p>2.1 火力省令を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.2 電気設備の技術基準を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.3 可搬型設備</p> <p>3. 説明方針</p> <p>3.1 常設設備</p> <p>3.2 可搬型設備</p> <p>4. 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の準用</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>4.2 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク</p> <p>4.3 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>4.4 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>4.5 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク</p> <p>4.6 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>4.7 常設代替高圧電源装置</p> <p>4.8 常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク</p> <p>4.9 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>4.10 軽油貯蔵タンク</p> <p>4.11 緊急時対策所用発電機</p> <p>4.12 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク</p> <p>4.13 緊急時対策所用発電機給油ポンプ</p> <p>4.14 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</p> <p>4.15 火力技術基準配管</p> <p>4.16 可搬型設備用軽油タンク</p>	<p>補足-380-2【発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の各条文に対する個別設備の逐条評価について】</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 準用に関する説明対象設備の抽出</p> <p>2.1 火力省令を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.2 原子力電技命令を準用する設備（常設設備）</p> <p>2.3 可搬型設備</p> <p>3. 説明方針</p> <p>3.1 常設設備</p> <p>3.2 可搬型設備</p> <p>4. 火力省令の準用</p> <p>4.1 非常用ディーゼル発電設備</p> <p>4.1.1 非常用ディーゼル機関</p> <p>4.1.2 燃料デイトンク</p> <p>4.1.3 燃料移送ポンプ</p> <p>4.1.4 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク</p> <p>4.1.5 火力技術基準配管</p> <p>4.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備</p> <p>4.2.1 高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関</p> <p>4.2.2 燃料デイトンク</p> <p>4.2.3 燃料移送ポンプ</p> <p>4.2.4 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク</p> <p>4.2.5 火力技術基準配管</p> <p>4.3 ガスタービン発電設備</p> <p>4.3.1 ガスタービン機関</p> <p>4.3.2 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>4.3.3 ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>4.3.4 ガスタービン発電設備燃料小出し槽</p> <p>4.3.5 火力技術基準配管</p> <p>4.4 緊急時対策所ディーゼル発電設備</p> <p>4.4.1 緊急時対策所軽油タンク</p>	<p>・表現の相違</p> <p>・機器名称の相違</p> <p>・構成機器の相違</p> <p>・項構成の相違</p> <p>（各機器に対する火力省令の準用を説明しているという点に相違はない）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
5. 原子力電技命令の準用	5. 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の準用	5. 原子力電技命令の準用	・表現の相違
5.1 非常用ディーゼル発電設備	5.1 非常用ディーゼル発電機	5.1 非常用ディーゼル発電設備	・機器名称の相違
5.1.1 発電機	5.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	5.1.1 非常用ディーゼル発電機	・構成機器の相違
5.2 代替交流電源設備	5.3 常設代替高圧電源装置	5.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	・項構成の相違
5.2.1 第一ガスタービン発電機	5.4 緊急時対策所用発電機	5.2.1 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	(各機器に対する原子力電技命令の準用を説明しているという点に相違はない)
5.3 監視測定設備用電源設備	5.5 125V 系蓄電池 A 系, B 系	5.3 ガスタービン発電設備	
5.3.1 モニタリングポスト用発電機	5.6 125V 系蓄電池 HPCS 系	5.3.1 ガスタービン発電機	
5.4 その他の電源装置	5.7 緊急用 125V 系蓄電池	5.4 その他の電源設備	
5.4.1 AM 用直流 125V 充電器	5.8 中性子モニタ用蓄電池	5.4.1 無停電交流電源用静止形無停電電源装置	
5.4.2 直流 125V 蓄電池	5.9 緊急時対策所用 125V 系蓄電池	5.4.2 125V 蓄電池	
5.4.3 AM 用直流 125V 蓄電池	5.10 非常用無停電電源装置	5.4.3 125V 代替蓄電池	
5.5 その他の非常用電源設備	5.11 緊急用無停電電源装置	5.4.4 250V 蓄電池	
5.5.1 送受話器（ページング）用 48V 蓄電池	5.12 緊急用動力変圧器	5.5 その他の非常用電源設備	
5.5.2 5号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池	5.13 可搬型整流器用変圧器	5.5.1 メタルクラッドスイッチギア（非常用）	
5.5.3 動力変圧器	5.14 動力変圧器	5.5.2 メタルクラッドスイッチギア（高圧炉心スプレイ系用）	
5.5.4 AM 用動力変圧器	5.15 動力変圧器 HPCS	5.5.3 パワーセンタ（非常用）	
5.5.5 号炉間電力融通ケーブル（常設）	5.16 緊急時対策所用動力変圧器	5.5.4 モータコントロールセンタ（非常用）	
5.5.6 メタルクラッド開閉装置	5.17 緊急用断路器	5.5.5 モータコントロールセンタ（高圧炉心スプレイ系用）	
5.5.7 パワーセンタ	5.18 緊急用メタルクラッド開閉装置	5.5.6 動力変圧器（非常用）	
5.5.8 モータコントロールセンタ	5.19 緊急用パワーセンタ	5.5.7 動力変圧器（高圧炉心スプレイ系用）	
5.5.9 緊急用断路器	5.20 緊急用モータコントロールセンタ	5.5.8 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（非常用）	
5.5.10 緊急用電源切替箱断路器	5.21 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤	5.5.9 中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）	
5.5.11 緊急用電源切替箱接続装置	5.22 緊急用電源切替盤	5.5.10 ガスタービン発電機接続盤	
5.5.12 AM 用 MCC	5.23 可搬型代替低圧電源車接続盤	5.5.11 メタルクラッドスイッチギア（緊急用）	
5.5.13 AM 用切替盤	5.24 緊急用直流 125V モータコントロールセンタ	5.5.12 動力変圧器（緊急用）	
5.5.14 AM 用操作盤	5.25 緊急用直流 125V 主母線盤	5.5.13 パワーセンタ（緊急用）	
5.5.15 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤	5.26 緊急用直流 125V 計装分電盤	5.5.14 モータコントロールセンタ（緊急用）	
5.5.16 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤	5.27 緊急用直流 125V 充電器	5.5.15 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤	
5.5.17 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤	5.28 緊急用計装交流主母線盤	5.5.16 460V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）	
5.5.18 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 6/7号機電源切替盤	5.29 非常用無停電計装分電盤	5.5.17 120V 原子炉建屋交流電源切替盤（緊急用）	
5.5.19 直流 125V 充電器	5.30 緊急用無停電計装分電盤	5.5.18 中央制御室 120V 交流分電盤（緊急用）	
5.5.20 直流 125V 主母線盤	5.31 メタルクラッド開閉装置	5.5.19 メタルクラッドスイッチギア（緊急時対策所用）	
5.5.21 125V 同時投入防止用切替盤	5.32 メタルクラッド開閉装置 HPCS	5.5.20 動力変圧器（緊急時対策所用）	
5.5.22 直流 125V HPAC MCC	5.33 パワーセンタ	5.5.21 モータコントロールセンタ（緊急時対策所用）	
	5.34 モータコントロールセンタ	5.5.22 105V 交流電源切替盤（緊急時対策所用）	

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
5.5.23 AM用切替装置（SRV）	5.35 モータコントロールセンタ HPCS 5.36 直流 125V 主母線盤 5.37 直流 125V モータコントロールセンタ 5.38 直流 125V 主母線盤 HPCS 5.39 直流±24V 中性子モニタ用分電盤 5.40 緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置 5.41 緊急時対策所用パワーセンタ 5.42 緊急時対策所用モータコントロールセンタ 5.43 緊急時対策所用 100V 分電盤 5.44 緊急時対策所用直流 125V 主母線盤 5.45 緊急時対策所用直流 125V 分電盤	5.5.23 105V 交流分電盤（緊急時対策所用） 5.5.24 120V 交流分電盤（緊急時対策所用） 5.5.25 210V 交流分電盤（緊急時対策所用） 5.5.26 125V 直流主母線盤（緊急時対策所用） 5.5.27 125V 充電器 2A 及び 2B 5.5.28 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B 5.5.29 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 5.5.30 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2 及び 2B-3 5.5.31 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B 5.5.32 125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ 5.5.33 125V 充電器 2H 5.5.34 125V 直流主母線盤 2H 5.5.35 125V 直流分電盤 2H 5.5.36 125V 代替充電器 5.5.37 250V 充電器 5.5.38 250V 直流主母線盤	<ul style="list-style-type: none"> 機器名称の相違 構成機器の相違 項構成の相違 （各機器に対する原子力電技命令の準用を説明しているという点に相違はない）
6. 可搬形発電設備技術基準（NEGA C 331：2005）の準用 6.1 火力省令の適合性 6.1.1 火力省令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.1.2 電源車 6.1.3 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 6.1.4 可搬型窒素供給装置代替電源設備 6.2 原子力電技命令の適合性 6.2.1 原子力電技命令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.2.2 電源車 6.2.3 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 6.2.4 可搬型窒素供給装置代替電源設備	6. 可搬形発電設備技術基準（NEGA C 331：2005）の準用 6.1 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の適合性 6.1.1 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.1.2 可搬型代替低圧電源車 6.1.3 窒素供給装置用電源車 6.2 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の適合性 6.2.1 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.2.2 可搬型代替低圧電源車 6.2.3 窒素供給装置用電源車	6. 可搬形発電設備技術基準（NEGA C 331：2005）の準用 6.1 火力省令の適合性 6.1.1 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.1.2 電源車 6.1.3 電源車（緊急時対策所用） 6.1.4 可搬型窒素ガス供給装置発電設備 6.2 原子力電技命令の適合性 6.2.1 原子力電技命令と可搬形発電設備技術基準の適合状況比較表 6.2.2 電源車 6.2.3 電源車（緊急時対策所用） 6.2.4 可搬型窒素ガス供給装置発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 表現の相違 機器名称の相違 構成機器の相違 （各機器に対し、可搬形発電設備技術基準の適合状況を説明しているという点に相違はない） <ul style="list-style-type: none"> 表現の相違 機器名称の相違 構成機器の相違 （各機器に対し、可搬形発電設備技術基準の適合状況を説明しているという点に相違はない）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>資料 No.3 非常用ディーゼル発電機の出力の決定に関する説明について</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 負荷容量と軸動力の設定に関して</p>	<p>補足-280-3【ディーゼル発電機の出力の決定に関する説明について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 負荷容量と軸動力の設定に関して</p>	<p>補足-380-3【ディーゼル発電機の出力の決定に関する説明について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 負荷容量と軸動力の設定に関して</p>	
<p>資料 No.4 可搬型重大事故等対処設備のうち一部常設箇所を有する設備に関する説明について (5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備関係)</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 整理結果</p>			<p><柏崎刈羽7号比較></p> <p>・説明事項の相違 (女川2号は可搬型重大事故等対処設備に分類される非常用電源設備のうち一部常設箇所を有する設備はない)</p>
<p>資料 No.5 技術的能力の各手順における第一ガスタービン発電機からの給電を期待する負荷の整理について</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p>	<p>補足-280-4【技術的能力の各手順における常設代替高圧電源装置からの給電を期待する負荷の整理について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p>	<p>補足-380-4【技術的能力の各手順におけるガスタービン発電機からの給電を期待する負荷の整理について】</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p>	

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-380 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉施設のうち非常用電源設備)）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策に係る電気盤の設計について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針 3. 技術基準規則への適合が必要な電気盤 4. アーク放電を発生させる試験 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 電気盤の選定 <ol style="list-style-type: none"> 4.1.1 同等性に影響を与えるおそれのあるパラメータについて 4.1.2 まとめ 4.2 短絡電流の目標値 4.3 HEAF 試験に用いる電気回路 4.4 測定項目 4.5 アーク放電の発生方法 4.6 アーク放電の継続時間 4.7 HEAF 試験の実施 4.8 アークエネルギーの計算 5. アーク火災発生の評価 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 アーク火災発生の評価の概要 5.2 評価に用いる必要なデータ 5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価 5.4 しきい値に係る解析による評価 6. HEAF に係る対策の判断基準 <p>添付資料1：同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足について</p> <p>添付資料2：火災感知設備及び消火設備の配置について</p> <p>添付資料3：D/G 保護ロジックへのインターロック追加に関わる既存設備への影響について</p> <p>添付資料4：HEAF 対策として追加設置するインターロックの試験・検査方法について</p>		<p>補足-380-5 【高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策に係る電気盤の設計について】</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針 3. 技術基準規則への適合が必要な電気盤 4. アーク放電を発生させる試験 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 電気盤の選定 <ol style="list-style-type: none"> 4.1.1 同等性に影響を与えるおそれのあるパラメータについて 4.1.2 まとめ 4.2 短絡電流の目標値 4.3 HEAF 試験に用いる電気回路 4.4 測定項目 4.5 アーク放電の発生方法 4.6 アーク放電の継続時間 4.7 HEAF 試験の実施 4.8 アークエネルギーの計算 5. アーク火災発生の評価 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 アーク火災発生の評価の概要 5.2 評価に用いる必要なデータ 5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価 5.4 しきい値に係る解析による評価 6. HEAF に係る対策の判断基準 <p>添付資料-1:同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足について</p> <p>添付資料-2：火災感知設備及び消火設備の配置について</p> <p>添付資料-3:非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機保護ロジックへのインターロック追加に関わる既存設備への影響について</p> <p>添付資料-4:HEAF 対策として追加設置するインターロックの試験・検査方法について</p>	<p>※柏崎刈羽は2021年2月時点の資料</p> <p>・説明事項の相違（女川2号は高エネルギーアーク対策を含めて工認補正）</p> <p><柏崎刈羽7号比較></p> <p>・炉型の相違（高圧炉心スプレイ系の有無）</p>